

一般廃棄物処理業許可証

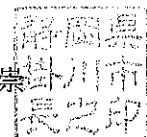
掛環境第545号-2  
令和5年11月6日

(住所) 静岡県島田市島118番地1

(会社名) 有限会社 塚本商店

代表取締役 塚本和成 様

掛川市長 久保田 崇



令和5年10月23日付け廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定による許可の申請について、次のとおり許可します。

許可番号	14号
営業所の所在地	静岡県島田市島118番地1
営業所の名称	有限会社 塚本商店
代表者の氏名	代表取締役 塚本和成
業務の内容	事業系一般廃棄物の収集、運搬
取扱一般廃棄物の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定された事業系一般廃棄物 (し尿・浄化槽汚泥を除く)
営業の区域	掛川市内 全域
許可期間	令和5年11月19日 から 令和7年11月18日 まで(更新)
条件	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び掛川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等、廃棄物に関する法令を遵守すること。 (2) 排出事業者が排出した適正に分別されていない廃棄物及び環境資源ギャラリーに持ち込むべきでない廃棄物は、収集業者の責任において判断し、環境資源ギャラリーに持ち込まないこと。 (3) 収集運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有するよう従業員教育を徹底し、排出事業者への適正排出指導についても収集事業者の責務として取り組むこと